

登録電気工事業者が次の各号に該当した場合などに行う手続きです。

1 登録証の有効期限が切れた場合 ※1

2 建設業法に基づく許可を受けた場合 ※2

3 経済産業大臣・他の都道府県の登録を受けた場合 ※3

手続き方法

- 1 「登録証返納届」に必要事項を記入し、登録電気工事業者登録証を添付して、持参又は郵送にて届出してください。
- 2 登録電気工事業者登録証を紛失した場合は、「登録証を紛失しました。見つかり次第返納いたします。（届出者名）」と余白に記入する。
- 3 届出する際、「登録証返納届」は1部で結構です。
- 4 持参される場合、受付時間は、平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時です。

- ※ 1 同時に「新規登録電気工事業者登録申請」を行うこと
廃業する場合は、「登録電気工事業廃止届出」になります。
- ※ 2 同時に「電気工事業開始届出」を行うこと
- ※ 3 新しい登録証等の写しの添付をお願いします。

<申請先>

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒260-0005

千葉市中央区道場南1丁目9番15号

電話：043-224-6086

FAX：043-224-6087

登 録 証 返 納 届

令和 年 月 日

千 葉 県 知 事 様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、
登録証を返納します。

1 登録年月日及び登録番号

（平成・令和） 年 月 日 千葉県知事登録第 号

2 返納の理由

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載例)

登 録 証 返 納 届

令和 3 年 4 月 1 日

千 葉 県 知 事 様

登録電気工事業者登録証に記載されている住所等を記入してください。
なお、法人の場合、代表者名の記入もしてください。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、
登録証を返納します。

1 登録年月日及び登録番号

(平成)・令和) 28 年 5 月 1 日 千葉県知事登録第280001号

2 返納の理由

登録電気工事業者登録証の登録年月日
及び登録番号を記入してください。
なお、年月日は登録証の「1 登録の年
月日」に記載されている日付を記入してく
ださい

登録証の有効期限が切れたため返納します。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※登録証を紛失した場合、下記のとおり記入してください。
登録証を紛失しました。
見つかり次第返納いたします。 千葉 太郎